

自転車乗車用

ヘルメット
購入費用補助金

知っていますか？

法律により、すべての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されています。



オンラインでも申請できます

町では、自転車乗車中の事故発生時に被害軽減を推進するため、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入費用の一部を愛知県と協調して補助します。
※令和8年4月1日以降に、購入されたものが対象です。

補助対象者（ヘルメット着用者）

次のいずれにも該当する方

- ①町内に住所を有している。
- ②個人の使用を目的にヘルメットを購入している。
- ③町税の滞納がない。
- ④過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金を受けていない。
- ⑤同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない。
- ⑥暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない。

補助金額

自転車利用者が着用する新品のヘルメットの購入費の2分の1で、上限2,000円

※1人につき1個かつ1回限り

申請期間・申請先

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに東浦町役場南庁舎1階の住民自治課へ。オンライン申請の場合は、3月31日16時まで。

補助対象ヘルメット

次のいずれかに該当するヘルメット

1	一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク	
2	公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク	
3	欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078） <u>※EN1078(自転車乗車用ヘルメットのCE規格)であることを確認してください。</u>	 EN 1078
4	ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク	
5	米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク	

補助金を受け取るまでの流れ

1 補助対象であるヘルメットを購入



申請書を住民自治課へ提出 もしくはあいち電子申請システムで申請

【提出書類】

①申請書（住民自治課窓口、町HPから入手できます。）

※補助対象者が児童生徒等の場合は、保護者が申請者となります。

②下記に示す内容が記載された領収書等の写し

- ・申請者またはヘルメット着用者の氏名
- ・領収日
- ・購入販売店名
- ・領収金額（ヘルメットの額がわかるもの）
- ・購入品名（「ヘルメット代」等）

※ヘルメット代だけの領収書等が出ない場合は、ヘルメット代がわかる購入明細書等の書類を添付すること。

※ポイントを使用した場合は、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象となります。

※購入金額全額をポイント使用した場合は、領収金額が0円となるため、補助対象にはなりません。

※商品券等による購入は、現金購入と同様の扱いになります。

③ヘルメットに安全基準マークがついていることがわかるもの

（保証書または取扱説明書等、安全基準の確認ができる書類の写しもしくは、ヘルメット全体及び安全基準の確認が可能な写真（写真の提出が困難な場合、現物の提示も可））

④請求書（住民自治課窓口、町HPから入手できます。）

⑤申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

【持ち物】

- ・申請者の本人確認ができる証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

オンライン申請については、
こちらをご覧ください。



3 通知書（補助金交付決定通知書）が郵送で到着

4 補助金が指定口座に振り込まれます

問い合わせ／東浦町役場 住民自治課 コミュニティ支援係 TEL 0562-83-3111
メール juminjichi@town.aichi-higashiura.lg.jp